

「令和8年度福岡市政だより版下制作業務委託」
提案競技実施要領

福岡市市長室広報戦略室広報課

目次

1. 目的	3
2. 事業概要	3
3. スケジュール	3
4. 福岡市政だよりについて	4
5. この提案競技に参加する者に必要な資格	4
6. 説明会	5
7. 質疑	5
8. 参加申込	5
9. 提案書等	6
10. 選考	7
11. 審査項目及び基準	7
12. 案書類等の取扱い	8
13. 失格要件	8
14. 契約	8
15. その他留意事項	9
16. 添付資料	9
17. 問い合わせ先・書類提出先	9

本募集要領は、「令和8年度福岡市政だより版下制作業務委託」に係る契約相手方候補を選定するための提案競技について、留意すべき事項を定めたものである。参加を希望する事業者は、以下の事項を理解した上で、提案を行うこと。

I. 目的

本業務は、福岡市政だよりの版下制作を委託するものである。市民にとって誰にでもわかりやすく、読みやすい紙面を実現することを目的とする。

特に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、文字サイズや色使い、情報の整理などに配慮し、幅広い年齢層や多様なニーズに対応できる誌面とする。

さらに、読者が手に取って読んでみたくなるような魅力的なデザインと内容を追求し、情報発信力を高めることを重視する。

2. 事業概要

(1) 名称

令和8年度福岡市政だより版下制作業務委託

(2) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※当該業務の履行状況が良好であったと判断できる場合に限り、本業務に係る予算成立を条件として、引き続き令和10年度まで契約を更新することがある。

ただし、市の施策の変更等によっては、更新を行わない場合がある。

(3) 提案限度額

24,665,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(4) 業務内容

福岡市政だより版下制作業務委託仕様書（別紙1）を参照

3. スケジュール

(1) 募集開始	令和7年12月10日（水）
(2) 説明会	令和7年12月22日（月）15時30分
(3) 質問締切	令和7年12月26日（金）17時まで
(4) 申込締切	令和8年1月9日（金）17時まで
(5) 提案締切	令和8年1月23日（金）17時まで
(6) プレゼンテーション	令和8年2月6日（金）予定
(7) 事業者決定	令和8年2月10日（火）予定
(8) 契約締結	令和8年4月1日（水）予定

4. 福岡市政だよりについて

- (1) 発行回数：1日号・15日号の月2回、年23回発行 ※1月15日号は休刊
- (2) 配布対象：市内全戸配布、希望する事業者・施設
- (3) 発行部数：約92万部
- (4) サイズ：タブロイド判、カラー
- (5) 頁数：16頁※変動する場合もあり

5. この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。複数の事業者が共同事業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVの全ての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員の全てがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種「広告宣伝」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの提案募集の公示の日又は提案競技参加申請期限日が含まれていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

6. 説明会

下記のとおり提案競技に関する説明会を実施するものとする。提案競技への参加を希望する事業者は、事前に申込みを行い、説明会に必ず出席すること。説明会に出席しない場合は、提案競技に参加することはできないものとする。

- (1) 開催日時 令和7年12月22日（金）15時30分～（1時間程度）
- (2) 開催場所 福岡市役所11階 教育委員会会議室（中央区天神1-8-1）
- (3) 持参物 実施要領等
- (4) 参加人数 1事業者2名まで
- (5) 事前申込期限・申込先

令和7年12月18日（木）までに、「説明会参加申込書」（様式1）を本実施要領「17.問い合わせ先・書類提出先」宛にEメールで送付すること。

7. 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「提案競技質問書」（様式2）に記載の上、下記のとおり提出すること。

- (1) 受付期限
令和7年12月26日（金）17時まで
- (2) 提出先
本実施要領「17.問い合わせ先・書類提出先」宛にEメールで送付
※質問書を提出した旨を電話で連絡すること。
- (3) 質疑に対する回答
令和8年1月7日（水）17時までに市ホームページに掲載

8. 参加申込

参加を希望する場合は、参加資格を確認し、下記のとおり「提案競技参加申込書」（様式3）を提出すること。

※JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」

及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

（1）提出期限

令和8年1月9日（金）17時まで

（2）提出方法

本実施要領「17.問い合わせ先・書類提出先」宛に郵送（必着）または持参
※郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

9. 提案書等

（1）提出期限

令和8年1月23日（金）17時まで

（2）提出方法

本実施要領「17.問い合わせ先・書類提出先」宛に持参

（3）提案書等の詳細

全体にわたって参加事業者名が分からないようにし、①～③を一つにまとめて提出すること。

① 提案書

ア 書式は自由、A4サイズ（片面印刷）、10ページ以内（表紙除く）

イ デザインのコンセプトを記載すること。

ウ 業務推進体制と、編集責任者及び主たるデザイナーの経歴を記載すること。

エ 主たるデザイナーの制作実績集を添付すること。

オ 事業者ならではの強みを生かした、広報紙作成のための付帯的な協力の内容を記載すること。

カ 表紙には、事前にEメールで通知する社名（A社、B社など）を右上に記載すること。

② 福岡市政だより」記事見本4面分、イラスト見本2種類

「記事見本の作成要領」（別紙2-1）に従って作成すること。

③ 見積書（事業者、押印なし）

総事業費は1頁単価を基に記載し、必要な経費はすべて総事業費に含まれるものとして見積書に記載すること。（企画、編集に係る経費、ページデザインに係る経費、PDFデータの作成に係る経費、テキスト版の作成に係る経費、その他の経費等）

(4) 提出部数

10部

※見積書は、事業者名を記載し、代表者印を押印したものを1部提出すること。

(5) その他

当該事業と同種又は類似業務の実績があれば「同種又は類似業務の実績表（様式4）」に必要事項を記入し、1部提出すること。

(6) 参加辞退

参加申込後、参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式5）を提出すること。

10. 選考

(1) 審査（プレゼンテーション）

事業者によるプレゼンテーション及び質疑を行う。

提出された提案書をもとに、契約を締結した場合に本委託業務を主に担当する者が実施すること。

詳細な時間及び場所については、後日、対象事業者に通知するものとする。

- ① 日時：令和8年2月6日（金）（予定）
- ② 場所：福岡市役所本庁舎内 会議室（予定）
- ③ 説明：時間は20分（説明15分・質疑応答5分）を予定
※出席者は1団体3名まで
- ④ 審議：福岡市が設置する選考委員会で提案の内容を審議し、最優秀提案者を選考するものとする。

(2) 選考結果通知

最優秀提案者の選定結果については、全提案者にEメールで通知するとともに、市ホームページで公開する。

【結果通知日】令和8年2月10日（火）中

11. 審査項目及び基準

(1) 審査項目

「評価表」（別紙4）の基準をもとに委員が提案内容の採点を行い、決定した最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 合計点

合計点は100点満点とし、そのうち90点を提案内容及び企画に、10点を費用に配点するものとする。

(3) 最低基準について

評価点の合計が満点の6割・60点に達しないときは最優秀提案者とはしない。

(4) その他

採点内容及び審査結果に関する異議申立てや質問等については、一切受け付けないものとする。

I 2. 提案書類等の取扱い

- (1) 提案書等の作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容にすること。
- (3) 提案書類等提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (4) 提出書類は返却しない。提出資料は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (5) 提案書類等は、提案審査の事務に必要な場合は、複製することがある。
- (6) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求める場合がある。

I 3. 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

I 4. 契約

選定委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の提案者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

I 5. その他留意事項

- (1) 本事業は令和8年度予算による事業であり、予算が承認されないなど本事業の予算が成立しなかった場合、事業が中止になることがある。
- (2) この資料を、他の目的のために使用することは禁止する。

I 6. 添付資料

- (1) 資料1 福岡市政だより版下制作業務委託仕様書（別紙1）
- (2) 資料2 記事見本の作成要領（別紙2-1）、記事見本の作成にあたって（別紙2-2）、情報BOX原稿一覧（別紙2-3）
- (3) 資料3 版下作成スケジュール案（別紙3）
- (4) 資料4 評価表（別紙4）
- (5) 提出書類様式
 - ① 説明会参加申込書（様式1）
 - ② 提案競技質問書（様式2）
 - ③ 提案競技参加申込書（様式3）
 - ④ 同種又は類似業務の実績表（様式4）
 - ⑤ 参加辞退届（様式5）
- (6) 【参考】令和6年7月15日号

I 7. 問い合わせ先・書類提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所10階
福岡市市長室広報戦略室広報課 担当：石光・大島
電話：092-711-4016 FAX：092-732-1358
Eメール：koho.MO@city.fukuoka.lg.jp